

議案第 5 号

市川市中小企業資金融資及び利子補給条例の一部改正について

市川市中小企業資金融資及び利子補給条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 23 年 6 月 10 日提出

市川市長 大 久 保 博

市川市条例第 号

市川市中小企業資金融資及び利子補給条例の一部を改正する条例

市川市中小企業資金融資及び利子補給条例（平成 16 年条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条第 1 項第 2 号中「総務委員会」を「建設経済委員会」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

市川市議会委員会条例の改正により経済部を所管する常任委員会が建設経済委員会とされたことに伴い、市川市中小企業融資制度審議会の委員とする議会の常任委員会の委員長を建設経済委員会の委員長に改める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。